

『美しい星空を守る美星町光害防止条例』制定の いきさつとその背景について

監 物 邦 男*

1989年11月22日、美星町議会は『美しい星空を守る美星町光害防止条例』を議決制定し、同日施行された。私はこの報せを聞いて、条例制定のきっかけを作った場に居た一人として、杉原昇美星町長と町役場の担当職員の方々に敬意と感謝の意を表したい、同時に、美星の星空をこよなく愛する天文愛好家の皆さんと共に、これを喜びたいと思った。

以下、私の知る範囲でこの条例制定のいきさつと、その背景について記してみたい。

美星町は岡山県西南部、標高300~400mの吉備高原の一角に位置している。私は町内の510mの山上にある第六管区海上保安本部美星水路観測所に1989年4月まで勤務していた。同観測所はもと倉敷市内にあり、1949年から天文観測を行っていたが、水島コンビナートの発展や、周辺の市街化による大気汚染、灯火の増大により、天体観測条件が著しく悪化した。そのため、移転先候補地の美星町において調査観測を行った結果、天候、大気の安定度、人工光の影響が少ない等、天体観測の適地とされ、美星町の全面的な協力もあって、1983年に同地へ移設された。

美星町は、1954年に四ヶ村の合併によって生まれたもので、町名は地区内にある美山川、星田川の頭文字をとって付けたと言われ、特に「美しい星の町」を意識したものではなかったらしい。と言っても全く星に縁がなかったわけではなく、町内にある星尾神社、高星神社、明神社には、昔、隕石が三つに分かれて落ちたと言う伝説がある。(隕石は残ってはいない。) 合併当時は星空がきれいなのは当たり前のこと、それを意識することはなかったかも知れない。

以来30年近く、「美星町」は「美星という名の町」であったが、当初10600人であった町人口は、1982年には7000人を割る程に過疎が進行し、新しい町おこしが必要であったようだ。そのような時期に水路観測所が移転設置されることにより、星の観測の適地であることが改めて認識され、美星町=「美しい星の町」として『星の郷・美星』の町づくりのきっかけの一つになったようだ。

岡山県南部は、鴨方町に国立天文台岡山天体物理観測所が設置されているように、四季を通じて晴天日数が多く、シンチレーションが少ない。美星町は、それより更

に十数キロ内陸部に入っていて、県南部の都市の灯火の影響も少なく、また、ここより北部に多い霧の影響もない。実際に晴れた夜は、ごく低空以外は“降るような星空”と形容できるような日が多い。私達は、この環境がいつまでも続くことが願っていた。

自治体の中には、公営天文台を作り、天文知識の普及を図る一方で、町内の史跡をライトアップし間に浮き上がらせて、観光の目玉にするという、何だかチグハグな行政を行っているところもある。

星で町おこしをしようとした、また観測所の仕事に深い理解を示してくれている美星町は、こんなことはないと信じていた。しかし、民間の企業が経済力にもの言わせて、例えば、ナイター設備のあるゴルフ場や、大規模なリゾート開発をしないとも限らない。何しろ北アルプスの立山をライトアップしようと計画した企業もあるくらいだから……。杞憂に過ぎないかもしれないが、将来にわたって現在の環境が続く保証はない。

かつて、岡山天体物理観測所におられた東洋大学の石田五郎教授は、その著書の中で「星空は貴重な文化財」と述べられている。星空も文化財なら、他の文化財と同様に、人間が保護してやらなければいつしか失われてしまうかも知れない。何千、何万光年の彼方から、宇宙のメッセージをのせてやってきた星の光は、私達の直前まで到達しながら、人工の光の中に埋もれてしまうことになる。

1987年に新美星町総合振興計画(星トピア21)が自治省のリーディング・プロジェクトに指定され、天文関係では、ドーム付天文研修館の建設、天文マニア向け観測コテージの整備、私設観測所用地等が、5ヶ年計画で設けられることになった。

また、同じ年の夏、町民の多数が参加しての星空観察の結果、環境庁から「星空の街」に選定された。美星町は次第にその名に象徴される町になってきた。

翌1988年夏、[星トピア21]と並行したイベントが「星の降る夜'88」と題して、天文講演会や星空観望会が、町主催で、県内のアマチュア各団体のボランティア活動のもとで開催された。町内外から約2000人が参加したが、当日は、あいにくと雨。なすことなく星好きの者たちが、車座になって雑談するなか、広島天文協会編の「屋外照明の正しいありかたを考える」という冊子が話題となった。内容は日本の夜間照明の現状、屋外照

* 前・第六管区海上保安本部美星水路観測所長
Kunio Kenmotsu

明と市民生活、屋外照明の生態系への影響、屋外照明と資源エネルギー問題、屋外照明の良い例・悪い例、光源の種類による天体観測への影響、更に、米国等の天文台周辺の都市における屋外照明を規制する光害防止条例等々である。この席にいたアマチュア天文家の中には、美星町内に、二箇所、七棟ある私設観測所を作っている人達や、機材を運んで町内で観測している人もいた。この場に居合わせた人達が一様に思ったことは、美星町に現在光害はないが、将来のためと、周辺都市へのアピールのために、米国にあるような光害防止条例が美星町にあれば、ということであった。そしてともかく、美星町に光害防止条例の制定を要望しようと意見が一致した。

杉原町長をはじめ町役場の方々は、私達の、美星町における天体観測環境を保全したいという素朴な願いを、直ちに理解してくれた。

前述のとおり、星の郷として町おこしを図っていたこともあり、日本で初の光害防止条例を制定することは、知名度も高まり、更なる町の活性化にもつながるとして、早速に「ふるさと創生資金」の一部をこれに当てることにされ、精力的に条例制定に向けて動き始めた。

しかし、町内的一部では、「ただでさえ暗い町を条例で更に暗くするのか。」との意見もあったようだが、町長は「町を暗くするのではなく、適切な照明で空を暗くしようとするものだ。きれいな星空は祖先が残してくれた貴重な財産、次の世代に継承するのが使命だし、これを生かして町自体が輝かなければならない。」と力説された。

条例の草案の作成にあたっては、光害防止を早くから唱導されている、広島天文協会の佐藤健氏（広島市こども文化科学館）に依頼されたそうである。前例のない条例だけに、町は環境庁や県庁環境保健部と頻繁に連絡を取り、関係法令と照合するなど、担当職員は大変なご労苦をされたようだ。

こうした努力が払われている中、1989年8月5日と6日にわたり「星の降る夜'89」が町当局の主催で開かれた。8月5日はスター・ウォッキング、8月6日には国立天文台の香西洋樹氏による「美しい星空を守るために」と題した講演と、シンポジウム「光害防止と天文研修館」が催された。多数の町民が参加したこの企画は成功裏に終了し、夜空に対する町民の理解も一層深まったのである。

でき上った条例の草案は、京大理学部 小暮智一教授ほか天文関係者、県庁職員、町内有識者で構成する審議会に諮られた。審議会での協議の段階で、天文関係者としては光害を厳しく規制してもらうことはありがたいが、規制を強めると住民の反感を買い逆効果にもなりかねないと意見があった。一方、町側としても、現在

美星町に大きな光害はなく、厳しい規制を盛り込む必要はないとの意見であった。条例制定で天体観測最適地としての環境を整え、全国的なイベントや学会開催等でもたらされる町のイメージアップや、活性化への一段の波及効果を、むしろ期待するという考え方から、米国などの条例に比べ、規制や罰則はかなりゆるやかなものとなつた。

こうして最終的な条例案が、11月22日の美星町議会に提案された。

議会では、反対意見もあったそうだ。「第2次大戦中の灯火管制の暗いイメージを与える恐れがある。あかりに対する規制は住民の盛り上がりを待ってからにすべきではないか。」これに対し、町長は「住民の生活に支障がないよう配慮したい。美しい星空は先祖伝来の貴重な財産、条例はこれを守るものだ。趣旨を住民によく説明し理解を求めたい。」と述べ、13対1で可決された。

こうして、全国初の「光害防止条例」が誕生した。マスコミでも全国的に報道された。それらの記事の中から反響を拾ってみた。

☆ 夜の町内（美星町）を歩いてみた……満天の星月夜は闇のやさしさを知ることでもあった。（小学館「サライ」——絵はがきにならない日本一の風景）

☆ 住民の皆さんのが、町議会のこの粋な計らいを理解し、受け入れてくれることを祈りたい。そしていつの日か、美しい星空と、それをはぐくむやさしい心にあうために、美星町を訪れたい。（毎日新聞 投書 横手市の人）

☆ 環境問題、資源問題、都市の美観の問題、省エネ等、身近なことを考えさせられた。（朝日新聞 投書 神戸市の人）

☆ 都市のあかりを一斉にライトダウンする計画はないのだろうか。警察は治安上よくないというだろうが、「満天、星が降る」光景を前に人は詩人にこそなれ、悪人にはなれないと思うのだ。（毎日新聞 憂楽町）

☆ この条例が一時的な人気取りに終わることのないように、今後とも注目、追跡していきたい。（山陽新聞）

☆ 条例問題で重要なのは制定後、単なる町のPR用ではなく、条例を実際にどの様に運用していくか、全国が注目していることを忘れてはならない。（毎日新聞 アップおかやま）

☆ 美星の空がきれいなのは当たり前、星ばかり見ていても、飯は食えん。（——山陽新聞取材中の美星のお年寄り）

条例制定後、町役場には、全国のアマチュア天文家をはじめ、天文台を持つ自治体、照明器具メーカーなどから問い合わせ、視察が相次いでいるという。美星の空を愛する者たちが投げかけた小さな波紋は、全国に拡がり

話題を呼んだ。報道でも言わわれているように、美星町が一時的な P R 用でなく、適切な運用をされ、全国の自治体等の光害問題や、それに伴う環境問題に関しての先導的な役割を果たされることを、美星で星を観てきた一人として期待したい。

『美しい星空を守る美星町光害防止条例』

の要旨

前文 美星町には、流れ星の伝説と、その名にふさわしい美しい星空がある。(中略) 夜空の宝石ともいえる星雲や星団は、何千年、何万年以上もかかってその姿を地上に届けている。これらの宇宙の神秘をかいしま見ることができる環境は、町民のみならず全人類にとってかけがえのない財産である。

しかし、宇宙は今、光害によってさえぎられ、視界から遠がかって行こうとしている。人工光による光害の影響は、半径 100 km にも及び、人々から星空の美と神秘に触れる機会を奪うだけでなく、過剰な照明は資源エネルギーの浪費を伴い、そのことが地球をとりまく環境にも影響を与えている。また、過剰な照明により、夜の安全を守るという照明本来の目的に反するのみならず、動植物の生態系にも悪影響を与えることも指摘されている。(中略) 町の周辺は天体観測に最も適した環境にあり、町はこれまで『星の郷づくり』に取り組んできた。そして、今後多くの人々がそれぞれに感動をもって遙かなる星空に親しむよう宇宙探索の機会と交流の場を提供することが町及び町民へ与えられた使命と考える。このため、わが美星町民は、町の名に象徴される美しい星空を誇りとして、これを守る権利を有し、義務を負うことここに宣言し、全国に先がけてこの条例を制定する。

●目的——光害の防止と適正な照明について、町、町民、事業者の責務を明らかにし、生活に必要な照明を確保しながら、光害から美しい星空を守ることを目的とする。

●目標——国際天文学連合の勧告にならない、人工光による夜空の明るさの増加の程度が、自然の状態の夜空の明るさの 1 割を越えないようにすることを目標とする。

●それぞれの責務——町は、教育活動、広報活動を通じて光害についての普及をはかるとともに光害防止について技術指導、施設の整備などの援助をおこなう。町民及び事業者は、光害の防止に努めるとともに、町が実施する光害の防止に協力しなければならない。

●光害防止モデル地区——町長は、天体観測施設を中心に、特に光害を防止する必要があると認める地域を「光害防止モデル地区」として指定することができる。

●屋外照明の遮光——水平以上に光がもれないようにする。建築物、看板等を照明する場合は下から上へ投光しない。

●屋外での投光機の使用——サーチライト、レーザー等

の使用は水平以上に向けることを禁止する。

●屋外照明の光源——屋外照明は、天体観測に障害の少ない低圧ナトリウム灯を奨励する。照明は、必要最小限の光量とする。

●屋内照明の遮光——大量の光を使用する事業所はブライアンド等で遮光する。

●消灯の奨励——保安灯等必要なものを除き、午後10時以降は消灯することを奨励する。

●天体観測への協力——学術的に重要な天体観測がおこなわれる場合、照明の自肃など必要な協力を求めることができる。

●光害防止対策費用の補助——光害防止のために必要な対策をおこなう場合、必要な経費の 3 分の 2 以内を補助する。

●改善命令——町長は、配光基準に適合しない照明を行っている者に対し、期限を定めて改善措置を命ぜることができる。

尚、この条例についての御問合せは下記へ。

〒714-14 岡山県小田郡美星町三山 1055 番地

美星町役場地域振興室 (Tel. 08668-7-3111)

お知らせ

赤外線観測衛星計画について

今年 5 月京都で開催される春季年会期間の、第 3 日目午前の講演終了後、「ISO (Infrared Space Observatory by ESA) 計画の説明会」を行ないます。約 1 時間の予定です。会場等は当日にアナウンスしますので、興味のあるかたの御参集をお願いします。(奥田治之・宇宙研)

JNLT のシンボルマーク公募

JNLT 準備室では JNLT ニュース(仮称)及び JNLT Technical Report の創刊・発行を企画しております。

つきましては、これらの印刷物に使用する JNLT のシンボルマーク(ロゴ)を皆様のアイデアをお借りして決めたいと考えております。下記の要領にて奮って応募して下さるようお願い致します。

締め切り：平成 2 年 5 月 21 日

宛て先：〒181 東京都三鷹市大沢 2-21-1

国立天文台 磯部良子宛

採用決定：国立天文台 JNLT ワーキンググループなどにて応募作を検討の上、準備室にて採用マークを決定します。ただし、この時点で応募作を参考にした新しいデザインのものにする可能性を除外しません。採用作は JNLT ニュース創刊号が発表します。意匠権は JNLT 準備室のものとさせて戴きます。一人で何作でも応募して下さって結構です。JNLT 準備室 (家 正則)